

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和5年10月5日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年10月5日（木）午後1時30分～ 東庁舎1階会議室101

2 出席者

文化センター 高花センター長、大塚主任主事

3 件名

文化センターの大規模改修に係る基本計画の進め方について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・市の方針を策定する際の市民意見の聴取方法についてはどのように行うか。
→令和5年第2回定例議会で市民の意見聴取方法に関する一般質問が出され、基本計画の策定等、大規模改修に向けた具体的な準備を進める段階でパブリックコメント等で意見を募集すると答弁している。これに基づき、基本計画の策定に合わせてパブリックコメント等を取る案としている。
- ・市民団体から大規模改修に係る要望書も出されているが、資料の案で問題はないか。
→前回の市民アンケートは無作為抽出した市民に郵送で実施した。特定の団体から意見や要望を受けることは公平性の観点から問題があると考えるので、今回は誰でも参加できるように、ホームページ等、ウェブでのアンケートを予定している。
- ・市民意見の聴取に関連して、文化センター内各館の運営協議会は事業を推進する立場であり、そこに意見を伺うと拡大方向を要望する意見が出るのではないか。
→各館の運営協議会には「文化センターのあり方検討委員会」で廃止も含めて検討していることや調査審議の途中経過を逐次報告してきた。また、提言書や教育委員会の方針も報告しているので、全体として縮小方向であることは理解いただいていると考えている。また、今後の協議の際には教育委員会の方針が大規模改修のベースとなっていることを丁寧に説明していく。
- ・プラネタリウム館の多目的な活用を検討してほしい。
→検討する。
- ・文化センターの改修を目的とした基金の創設について検討を進めるとあるが、かつて複数あった基金を公共施設整備保全基金に一本化したのではなかったか。
→文化センターの改修は市民の関心も高い。基金を創設して市が文化センターの大規模改修に真剣に取り組む。

- ・資料には庁内意見の聴取方法として11課が記載されている。健康子ども部の部署は記載されていないが、子ども居場所づくり等の課題で協議できる場所を設けてほしい。
- 資料には現状で考えられる部署のみを記載した。基本計画策定に取りかかる際には、各課照会等を行って資料に掲載していない部署からの要望等も受けるようにしたい。
- ・基本計画の策定により概算工事費等が算出されると思うが、多くの費用を伴う事業であるので、改修のスケジュールについては財政推計を確認し、関係課と十分な協議・相談をしながら進めること。
- 了解した。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部文化センター

件名	文化センターの大規模改修に係る基本計画の進め方について							
現状・課題	<p>文化センターの大規模改修について、教育委員会は令和5年5月2日、文化センターのあり方検討委員会から提出された提言書を踏まえて、「文化センターのあり方に関する方針」を決定した。</p> <p>教育委員会の方針は令和5年5月25日の行政経営戦略会議に報告して了承され、市はこれを受けて令和5年7月28日付けで決裁された「文化センターのあり方に関する進め方について」の起案により、教育委員会の方針を「基本構想」と位置付けて今後策定する基本計画の基礎とすることを決定した。</p> <p>このことにより、文化センターの今後のあり方に関する「基本構想」が決定したことから、次の段階として、より具体的な整備方針を示す基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計を行って大規模改修工事へと進めていく必要がある。</p> <p>なお、基本計画の策定を進めるにあたり、令和5年5月25日の行政経営戦略会議において「今後の進め方については、関係課等と十分に協議を行い、方向性が定まった際には、行政経営戦略会議に付議すること」と指示を受けており、関係各課で基本計画の進め方に関する認識の共有を図ることが課題となっている。</p>							
付議事案	目的	文化センターの大規模改修に向け、基本計画の進め方を決定する。						
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 「白井市文化センターのあり方に関する方針」に基づき教育部として大規模改修で検討する項目を設定してその項目に関する考え方をまとめる。 担当課等では調査や算出が難しい法的規制・実現可能性の調査、工事費用検討に係る複数案の概算、工事スケジュールの検討等は業務委託として行う。 上記方法に基づき、教育部と業務委託先とで連携して大規模改修工事に必要な各種事項を総合的に検討して最善の案を作成し、基本計画として具現化していく。 市民意見の聴取は、既存の文化センター内4館の運営協議会での協議、市民アンケート(web等)、パブリックコメントにより行う。 						
論点(決定を要する事項)	<p>文化センターの大規模改修の進め方のうち、基本計画の進め方について。</p> <p>1. 基本計画の策定にあたり、法的規制・実現可能性の調査、工事費用検討に係る複数案の概算、工事スケジュールの検討等を、業務委託により実施することについて。</p> <p>2. 市民意見の聴取を、既存の文化センター内4館運営協議会での協議、市民アンケート(web等)、パブリックコメントにより行うことについて。</p>							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課と協議を進めた中で、基本計画策定に向けた市民意見の聴取について、①「文化センターのあり方検討委員会」を設置して市民意見の聴取を行っており、検討委員会での審議結果に基づいて、今後、基本計画案を策定していくため、改めて附属機関を設置して審議するのではなく、改修に向けた具体的な話を庁内で議論しながら基本計画案の策定を進め、策定作業の段階に応じてアンケートやパブリックコメントを実施することで広く市民の意見聴取を行うほうがよい、という意見と、②学識経験者や市民等で構成する審議会等を設置すべきである、という2通りの意見が出ている。 基本計画の策定にあたり、業務委託を行う場合においても、教育部としての考え方を検討してまとめ、それを業務委託先と連携して具現化していくような方法とすべきである。 環境課とは『第3次環境基本計画』及び『第5次地球温暖化対策実行計画』に基づいて連携してZEB化の可能性等を検討していくことを確認した。 クラウドファンディング制度の活用、文化センターの改修を目的とした基金の創設について、関係課と連携して検討を進める。 							
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月 令和6年度当初予算に基本計画策定関係予算を要求 令和6年3月下旬～6月 基本計画策定業務委託募集・契約準備・契約 令和6年4月～ 基本計画策定に係る業務開始(令和7年度6月頃策定予定) 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表			
	議会説明	有	議員全員協議会(R6.2月)		広報・HP等			
	市民参加	有	文化センター内4館運営協議会、市民アンケート、パブリックコメント					
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (令和6年度当初予算(案)公表まで)						
参考情報	関係法令等							
	関係課	教育総務課、教育支援課、生涯学習課、公共施設マネジメント課、企画政策課、財政課、環境課、市民活動支援課、危機管理課、総務課、都市計画課						
	事業費	37,730 千円 (うち特定財源 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段

文化センターの大規模改修に係る基本計画の進め方について（案）

1 これまでの経緯と課題

文化センターは平成6年（1994年）に開館し、開館以来25年以上が経過してきたなかで機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えている。

大規模改修には多額の費用を要するため、社会情勢や市民ニーズ等の変化を踏まえ、今後の文化センターのあり方について検討・決定した上で実施する必要があることから、教育委員会は令和2年度から令和4年度にかけて文化センターのあり方検討委員会を設置し、文化センターの今後のあり方について調査審議いただいた。

令和5年3月2日、検討委員会から教育長宛に「文化センターのあり方検討に関する提言書」（以下、「提言書」という。）が提出された。教育委員会は令和5年4月4日の第4回定例会で「提言書」を踏まえて教育委員会の方針について協議を行い、令和5年5月2日の第5回定例会において、「文化センターのあり方に関する方針」を決定した。

教育委員会の方針は令和5年5月25日開催の行政経営戦略会議に報告して了承され、市はこれを受けて令和5年7月28日付けで決裁された「文化センターのあり方に関する今後の進め方について」の起案により、教育委員会の方針を「基本構想」と位置付けて今後策定する基本計画の基礎とすること、併せて、教育委員会の他、関係各課と調整しながら進めていくことを決定した。

このことにより、今後の文化センターのあり方に関する「基本構想」が決定したことから、次の段階として、より具体的な整備方針を示す基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計を行って大規模改修工事実施へと進める必要がある。

なお、令和5年5月25日の行政経営戦略会議では、基本計画の策定に係る考え方について関係課等と十分に協議を行い、方向性が定まった段階で付議するように指示が出されている。

2 目的

文化センターの大規模改修に向け、基本計画の進め方を決定する。

3 基本計画の位置付け

「文化センターのあり方に関する方針」は整備手法や箇所、方法等といった細部の方向性を定めていないため、より具体的な整備方針を盛り込んだ計画として策定する。

※基本計画策定後、基本設計、実施設計を行って大規模改修工事へと進めていく。

4 基本計画策定方法

（1）策定についての考え方

- ①：教育委員会による「白井市文化センターのあり方に関する方針」に基づき教育部として大規模改修で検討する項目を設定してその項目に関する考え方をまとめる。
- ②：担当課等では算出が難しい工事費用の概算や実現可能性調査等は業務委託として行う。
- ③：①及び②に基づき、教育部と業務委託先とで連携して大規模改修工事に必要な各種事項を総合的に比較検討して最善の案を作成し、基本計画として具現化していく。

(2) 基本計画策定にあたり検討する項目

- ①文化センターに求められる機能
- ②4館の運営方法
- ③大規模改修工事における改修事項
- ④基本計画策定に際して付随する業務
- ⑤基本計画策定までのスケジュール
- ⑥クラウドファンディングの実施方法の検討

※詳細は別紙「文化センター大規模改修に係る基本計画で検討・決定する事項(案)」のとおり

5 庁内体制及び市民意見の聴取方法

(1) 庁内体制及び庁内意見の聴取

①庁内体制

(仮)文化センター大規模改修準備室を設置して進めることとしたい。

※準備室設置については、総務課に組織の新設と人員の確保を要望中

②庁内意見の聴取方法

(仮)文化センター大規模改修準備室が事務局となり関係各課との協議により聴取を行う。

※関係課：教育総務課・教育支援課(教育施設関係)、生涯学習課(郷土資料館・プラネタリウム館関係)、公共施設マネジメント課(公共施設個別施設計画・他公共施設機能導入等関係)、企画政策課(総合計画関係)、財政課(財政関係)、環境課(『第3次環境基本計画』及び『第5次地球温暖化対策実施計画』関係)、危機管理課(『地域防災計画』関係)、総務課(行政改革・デジタル推進関係)、都市計画課(白井総合公園関係)

③市民意見の聴取方法

文化センターのあり方検討委員会による審議結果及び提言書を踏まえて決定した「文化センターのあり方に関する方針」に基づいて基本計画を策定する。そのため、改めて附属機関を設置して調査審議をすることはせず、改修に向けた具体的な話を庁内で議論しながら基本計画の策定を進め、策定作業の段階に応じて既存の文化センター内4館運営協議会への協議、市民アンケート等により広く市民意見を聴取することとする。

6 今後のスケジュール(案)

令和5年10月	令和6年度当初予算に文化センター大規模改修に係る基本計画策定関連予算を要求
令和6年3月	文化センター大規模改修に係る基本計画策定業務委託に係る契約準備(令和6年度当初予算成立後)
令和6年4月	基本計画策定に係る業務開始
令和6年6月	文化センター大規模改修基本計画策定業務委託に係る契約締結
令和6年7月	文化センター大規模改修に係る基本計画策定業務委託開始
令和7年6月頃	基本計画策定(予定)

7 基本計画策定業務委託に係る予算

総額 金37,730,000円(令和6・7年度)

令和6年度 金28,297,500円

令和7年度 金9,432,500円

8 別途討が必要となる事項

クラウドファンディングの活用と文化センターの改修を目的とした基金の創設については、今後、別途関係課と協議を行い、令和6年度当初予算において基本計画の策定に関する予算と一括して上程できるよう、準備を進める。

9 基本計画策定後について

基本計画に基づき、基本設計及び実施設計を行って大規模改修へと準備を進める。

実施計画及び実施設計の実施方法等を決定する際には、その段階ごとに、必要に応じて行政経営戦略会議に諮ることとする。